

日本郵政・日本郵便モニタリングレポートを受けた日本郵政株式会社に対する監督指針の改定案

現行	改定案	モニタリングレポート2022該当部分
<p>1 日本郵政株式会社への監督に関する考え方</p> <p>(3) 監督の視点</p> <p>① 関係部署との定期的な対話</p> <p>関係部署と定期的に接点を持ち、対話することによって、日本郵政株式会社の取組の継続的な把握や、総務省側の課題認識等を日本郵政株式会社側に示す。</p> <p>② 社内資料の確認</p> <p>日本郵政株式会社から、各部署から経営陣に対する説明資料等、各種資料の提供を受け、各部署の取組や問題意識が経営陣に充分伝わっているか、部署間の連携が図られているかなどを確認する。</p>	<p>① 関係部署との定期的な対話</p> <p><u>定期的な関係部署へのヒアリングや、取締役・執行役といった幹部レベルとの対話を行うこと</u>によって、日本郵政株式会社の取組の継続的な把握や、総務省側の課題認識等を日本郵政株式会社側に示す。</p> <p>② 社内資料の確認</p> <p>日本郵政株式会社から、<u>社内における重要会議の資料</u>、各部署から経営陣に対する説明資料等、各種資料の提供を受け、各部署の取組や問題意識が経営陣に充分伝わっているか、部署間の連携が図られているかなどを確認する。</p>	<p>第5章 総務省における日本郵政グループの監督強化</p> <p>(2) ガバナンス・コンプライアンス態勢に関する定期的かつ横断的な報告</p> <p>(略) 平時から<u>定期的な報告</u>を求めるとし、概ね年2回程度を目途として、<u>総務省による横断的なヒアリングを定期的実施することとする</u>。このほか、<u>日本郵政グループの社外取締役や外部委員会有識者等へのヒアリングも</u>、必要に応じ検討する。</p> <p>(4) 日本郵政・日本郵便の幹部レベルとの対話</p> <p>日本郵政グループの不祥事案の防止・根絶に向けては、各部門単位ではなく、取締役や執行役といった幹部レベルがそのリーダーシップを発揮し、グループや社内を横断的に把握して取り組むことが重要である。<u>幹部レベルでの認識と取組、総務省としての課題認識等について直接対話するため、日本郵政・日本郵便の幹部レベルと総務省において、平時から定期的に、ガバナンス・コンプライアンス態勢に関する意見</u></p>

		<p><u>交換を行うこととする。</u></p>
<p>(新規)</p>	<p><u>③ 事業計画に基づくフォローアップ</u> <u>上記①と②により把握した日本郵政グループの現状や課題、望ましい取組の方向性等について、毎年度の事業計画認可に当たって総務大臣から要請事項を付していることを踏まえ、当該要請事項のフォローアップを行う。これを適確に実施するため、郵政会社法第14条第1項に基づき、日本郵政株式株式会社に対し、必要な報告を求めることとする。</u></p>	<p>(1) 事業計画の要請事項を踏まえたフォローアップ (略) 2021(令和3)年度事業計画の認可に当たって、総務大臣から付した要請事項を踏まえて、日本郵政グループの取組状況のフォローアップを実施したところであり、<u>2022(令和4)年度事業計画以降についても同様の取組を継続する。</u></p>
<p>(4) 監督に関わる職員の行動規範</p> <p>⑥ 自己研鑽</p> <p>諸外国を含む郵政事業に関する諸規制や民間企業の動向等のほか、幅広い社会・経済事象について、基本的知見を養う。また、対話等を行う自らの業務遂行に当たっては、経営分析、ガバナンス、リスク管理、資産運用等の課題に応じた高い専門性に基づいた分析等が必要であり、これらの能力の習得に向けた自己研鑽に日々努める。</p>	<p>諸外国を含む郵政事業に関する諸規制や民間企業の動向等のほか、幅広い社会・経済事象について、基本的知見を養う。また、対話等を行う自らの業務遂行に当たっては、経営分析、ガバナンス・<u>コンプライアンス</u>、リスク管理、資産運用等の課題に応じた高い専門性に基づいた分析等が必要であり、これらの能力の習得に向けた自己研鑽に日々努める。</p>	<p>1. 1. 2 日本郵政グループのガバナンス・コンプライアンスに関する取組をモニタリングするに当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 郵便局の構造的な特徴</p> <p>郵政事業のユニバーサルサービスの確保のため、全国約2万4千局の郵便局ネットワークが設置されているが、多くの郵便局が少人数で運営されており、不正の抑止に重要な内部牽制が必ずしも十分に機能しない状況が生じる可能性がある。日本郵政グループは、このような郵便局の組織構造・環境とリソースの制約を踏まえた上で、<u>不祥事案の防止・根絶に向けたガバナンス・コンプライアンス向上の取組を強化する必要がある。</u></p>

<p>2 監督上の主な評価項目</p> <p>(1) グループガバナンスについて</p> <p>②主な着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便局等の事業部門、法務・財務等の専門性を備えつつ、事業部門の支援と監視を担当する管理部門、事業部門・管理部門の有効性に対する監査を担当する内部監査部門が、グループ全体として適切に機能する体制となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局等の第1線(事業部門)、法務・財務等の専門性を備えつつ、事業部門の支援と監視を担当する第2線(管理部門)、事業部門・管理部門の有効性に対する監査を担当する第3線(内部監査部門)が、グループ全体として適切に機能する体制となっているか。 	<p>1. 1. 1 日本郵政・日本郵便のガバナンス・コンプライアンス体制・取組の概要</p> <p>日本郵便においては、かんぽ不適正募集事案以降、スリーラインモデルを踏まえた第1線(事業部門)・第2線(管理部門)・第3線(内部監査部門)の構築を志向し、各部門において、近年の相次ぐ不祥事案に対応して、各種対策に取り組んでいることを確認した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 経営上のリスクに係る情報が幅広く把握できるような通報窓口が設置されており、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づく運用をしているか。また、従業員の信頼性及び実効性を確保するために、通報者保護を含む秘密保持の措置が十分に取られており、安心して利用できるものになっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営上のリスクに係る情報を幅広く把握するため、適切な通報窓口が設置されており、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づく運用をしているか。また、従業員の信頼性及び実効性を確保するために、通報者保護を含む秘密保持の措置が十分に取られており、安心して利用できるものになっているか。また、利用者からの苦情等を適切に収集・分析し、業務改善に向けた取組に活用する体制が構築されているか。 	<p>1. 1. 3 特に着目する日本郵政グループの取組</p> <p>(4) リスクの低減と検知機能の強化(略)</p> <p>また、業務上のレポーティングライン外のリスク検知機能として、内部通報制度の運用状況、現場からの声やお客様の苦情等の収集・分析・課題解決に向けた取組状況を注視していく。</p>
<p>(4) 経営戦略・事業計画の策定</p> <p>① 意義</p> <p>(略)</p> <p>なお、認可に当たっては、事業計画の実施に当たっての総務大臣としての要請を行っている</p>	<p>なお、認可に当たっては、事業計画の実施に当たっての総務大臣としての要請を行っている</p>	<p>※監督指針に1.(3)③を追加することによる修正</p>

るところである。

るところである。

【注釈】

事業計画のフォローアップに関して、1. (3)

③事業計画に基づくフォローアップを参照。